

吉備路学園

サービス重要事項説明書

社会福祉法人 吉備路の会

吉備路学園

社会福祉法人 吉備路の会 吉備路学園

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第53号第11条。以下「岡山県基準条例」という）に基づいて、当施設があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 吉備路の会
所在地	岡山県総社市小寺1553番1
電話番号	0866-92-6580
代表者氏名	理事長 小原章弘
法人設立年月	平成元年7月25日

2. 利用施設とサービスの目的・運営方針

事業指定	指定障害者支援施設	平成24年 4月 1日 指定 事業所番号 3310800309
施設の名称	吉備路学園	
施設の所在地	岡山県総社市小寺1553番1	
電話番号	0866-92-6580	
FAX番号	0866-92-6612	
管理者	延原良純	
サービス管理責任者	渡邊茉美	
通常の事業の実施地域	岡山県全域	
主たる対象者	知的障害者	
サービスの種類及び定員	・生活介護 50名 ・施設入所支援 50名	
施設開設年月	平成2年4月1日	
事業の目的	関係法令の理念に基づき、適切な支援を行うことにより、施設利用者の自立と社会経済活動への参加を促進することを目的とする。	
運営方針	1. 施設において実施する事業は、利用者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して必要な介護・支援及び創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、豊かな自己実現のために常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 3. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、保健医療サービスを提供する者等	

	との連携に努めるものとする。 4. 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。
--	--

3. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地面積		4, 9 9 6. 5 5 m ²
居住棟	構造	鉄筋コンクリート2階建
	延床面積	8 6 3. 0 5 m ²
管理棟	構造	鉄筋コンクリート2階建
	延床面積	4 9 2. 0 0 m ²
作業・自活訓練棟	構造	鉄骨造2階建
	延床面積	1 3 6. 2 0 m ²

(2) 主な設備

① 居住棟

種類	室数	面 積	一人あたり面積	備 考
2人部屋	7	1 3. 8 8 m ²	6. 9 4 0 m ²	ベッド・机・椅子・戸棚有り
4人部屋	9	2 2. 7 0 m ²	5. 6 7 5 m ²	〃
ショート男	1	1 6. 2 4 m ²		〃
ショート女	1	2 6. 6 4 m ²		〃
静養室	2	4. 6 7 m ²		
浴室	2	3 3. 0 2 m ²		
2階作業室	1	5 3. 3 5 m ²		
1階東和室	1	1 5. 5 9 m ²		
1階西和室 (2人部屋)	1	1 8. 6 7 m ²	9. 3 3 5 m ²	戸棚有り
1階娯楽室	1	2 8. 8 6 m ²		

② 管理棟

種 類	室数	面 積	備 考
食堂	1	9 7. 0 0 m ²	
調理室	1	5 2. 0 0 m ²	
ホール	1	8 2. 4 5 m ²	
面会相談室	1	3 3. 9 5 m ²	

③ 作業・自活訓練棟

種 類	室数	面 積	一人あたり面積	備 考
作業室	1	58.80㎡		
1人部屋	2	10.20㎡	10.20㎡	ベッド・押入有り
DK	1	18.00㎡		
浴室	1	4.00㎡		

4. 職員の配置状況

(1) 職員の員数

(令和7年1月現在)

職種	員数	雇用区分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1	0	1	0	0
サービス管理責任者	1	1	0	0	0
医師(嘱託医)	1	0	0	0	1
看護職員	2	2	0	0	0
生活支援員	30	17	1	12	0
管理栄養士	1	1	0	0	0
事務職員	2	0	0	2	0

※1 当施設では、岡山県基準条例の定める指定基準条例を遵守し指定施設障害福祉サービスを提供する職員として上記の職員を配置しています。

※2 当施設の職員は、施設の設備を利用して行う指定短期入所事業及び日中一時支援事業の職員を兼ねています。

※3 食事の提供(当事業所内で調理)は、食事提供業者に委託契約しています。

(2) 職員の勤務体制

職 種		勤 務 時 間	備 考
管理者		8:30～17:30(原則)	
サービス管理責任者		8:30～17:30	
生活支援員	普通勤務	8:30～17:30	夜勤2名 (男女1名ずつ)
	早出勤務1	6:30～15:30	
	早出勤務2	7:00～16:00	
	早出勤務3	7:30～16:30	
	遅出勤務1	9:30～18:30	
	遅出勤務2	12:00～21:00	
	遅出勤務3	13:00～22:00	
	夜勤勤務1	16:00～翌10:00	
	夜勤勤務2	22:00～翌8:00	

社会福祉法人 吉備路の会 吉備路学園

	夜勤勤務 3	22:00～翌7:00	
医師	嘱託		
看護職員		8:30～17:30	
管理栄養士		8:30～17:30	
事務員		8:00～15:30 9:00～16:00 10:00～17:00	

5. 営業日及び営業時間

(1) 生活介護

- ・営業日：原則、月曜日から金曜日までとする。ただし、施設の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・営業時間：9:00～16:00

6. サービス提供の内容

(1) 自立支援給付費対象サービス

種 類	内 容
個別支援計画	・本施設のサービス管理責任者が法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、個別支援計画の作成、モニタリングを定期的を実施し、利用者の同意をいただきます。 ・全てのサービスは個別支援計画に基づいて行われます。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	・原則として毎日入浴を行います。
着脱衣	・生活のリズムを整え、毎日の着替えを行います。
整容(歯磨き洗顔等)	・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。 ・個性と好みを尊重し、身だしなみを整えます。
日中活動の支援	・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 ・利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・社会経済活動に参加できるよう、心身の状況に応じて支援します。 ・利用者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい社会生活を営むことができるよう、作業活動を行います。
余暇活動の支援	・日常において潤いのある質の高い生活を送ることができるよう支援します。
健康管理	・平常時は看護職員が嘱託医の指導に基づいて疾病予防、健康管理に努めます。 ・緊急時は必要により協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

	・処方された薬は、利用者の状況により看護職員が管理します。 ・利用者の健康状態により必要に応じて通院します。 ・利用者・家族等の希望による市外通院等、特別な受診については7. 利用料金（3）利用者の選定により提供するサービスの利用料金をご参照ください。
相談及び支援	・利用者及びその家族からの相談については誠意をもって応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。
地域生活への移行支援	・利用者が地域で生活できるよう、外出・買物、自活訓練棟の活用等、心身の特性に応じた適切な支援を行います。

（2）自立支援給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	・当法人の管理栄養士が献立作成を行い、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 〈食事時間〉 朝 食 7：30～ 9：00 昼 食 12：00～13：00 夕 食 18：00～19：00
社会生活上の便宜	・余暇活動、その他日常生活を充実させるためのレクリエーションや外出、行事等を企画します。（実費がかかる場合があります。） ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者の希望により職員が代行します。（実費がかかります。）
預り金管理	・利用者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。（管理料 1,000 円／月） ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関へ預け入れている通帳等 ・お預かりするもの：上記預貯金通帳、金融機関届出印、希望により年金証書等 ・保管管理者 ： 管理者 延原良純 ・出納責任者 ： 事務次長 大西徹哉 ※入出金については、責任を持って行い、入出金記録を作成します。 ※年2回残高報告書を作成し、利用者に報告します。 ※利用者はいつでも入出金記録を閲覧でき、その写しの交付を受けることができます。（写しの交付には実費がかかります。）
その他日常生活上必要となる支援	・利用者の希望により、日用生活品の購入の斡旋、代行等についても行います。（購入品は実費をいただきます。）

（3）利用者の選定により提供するサービス

社会福祉法人 吉備路の会 吉備路学園

特別な食事	・利用者の希望により、特別な食事を提供します。（実費がかかります。）
受診	・指定外医療機関への通院や薬の受け取り、入退院の付添・面会・相談等を行います。受診費用の他、駐車場料金等の実費、送迎費用（ガソリン代）がかかります。
その他	・施設外での買い物代行、外出の付添等を支援員が行います。（実費がかかる場合があります。）

（４）その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後、契約書に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	日曜日・祝祭日を除く毎日 9：00～17：00
サービス提供記録の写しの交付	日曜日・祝祭日を除く毎日 9：00～17：00 （写しの交付には実費がかかります。）

7. 利用料金

（１）自立支援給付費対象サービスの利用料金

（令和6年4月現在）

項 目		サービス料金	利用者負担額
『生活介護サービス』			
生活介護サービス費 （所要時間 7 時間以上 8 時間未満） ※サービス提供時間が短い状態 が続く場合は、これより安いサ ービス費を算定する場合あり。	区分 6	11,100 円／日	1,110 円／日
	区分 5	8,210 円／日	821 円／日
	区分 4	5,610 円／日	561 円／日
	区分 3	4,950 円／日	495 円／日
	区分 2 以下	4,520 円／日	452 円／日
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）		100 円／日	10 円／日
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） （加算Ⅱに加えて算定する事ができる）		60 円／日	6 円／日
常勤看護職員等配置加算 （看護職員数は、常勤換算で計算し端数は切り捨てた人数）		150 円／日 ×看護職員数	15 円／日 ×看護職員数
人員配置体制加算 （右記のいずれか）	（Ⅰ） 1.5：1	2,630 円／日	263 円／日
	（Ⅱ） 1.7：1	2,120 円／日	212 円／日
	（Ⅲ） 2.0：1	1,360 円／日	136 円／日
	（Ⅳ） 2.5：1	380 円／日	38 円／日
初期加算		300 円／日	30 円／日
入浴支援加算		800 円／日	80 円／日
障害福祉サービスの 体験利用支援加算	利用した日から 5 日 以内の期間	5000 円／日	500 円／日

	利用した日から 6 日以上 15 日以内の期間 ※加えて地域生活支援拠点として位置づけられ担当者を 1 名以上付けている場合に算定	2500 円／日 500 円／日	250 円／日 50 円／日
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		上記の自立支援給付費対象のサービス料金の合計の 6.7%の額	上記の自立支援給付費対象のサービス料金の合計の 6.7%の額の 1 割
『施設入所支援サービス』			
施設入所支援サービス費	区分 6	3,620 円／日	362 円／日
	区分 5	3,030 円／日	303 円／日
	区分 4	2,400 円／日	240 円／日
	区分 3	1,890 円／日	189 円／日
	区分 2 以下	1,500 円／日	150 円／日
重度障害者支援加算（Ⅱ）		3,600 円／日	360 円／日
加算 1：個別支援を開始した日から 180 日以内は（Ⅱ）に加えて算定		5,000 円／日	500 円／日
重度障害者支援加算（Ⅲ）		1,800 円／日	180 円／日
加算 1：個別支援を開始した日から 180 日以内は（Ⅲ）に加えて算定		4,000 円／日	400 円／日
入所時特別支援加算		300 円／日	30 円／日
入院・外泊時加算	（Ⅰ）	3,200 円／日	320 円／日
	（Ⅱ）	1,910 円／日	191 円／日
入院時支援特別加算	対象日数が 4 日未満	5,610 円／日	561 円／日
	対象日数が 4 日以上	11,220 円／日	1,122 円／日
地域移行加算		5,000 円／日	500 円／日
地域移行促進加算（Ⅱ）（3 回／月まで）		600 円／日	60 円／日
栄養マネジメント加算		120 円／日	12 円／日
療養食加算		230 円／日	23 円／日
通院支援加算（2 回／月まで）		170 円／日	17 円／日
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		上記の自立支援給付費対象のサービス料金の合計の 11.5%の額	上記の自立支援給付費対象のサービス料金の合計の 11.5%の

社会福祉法人 吉備路の会 吉備路学園

		額の 1 割
--	--	--------

※ 1 上記のうち、該当する項目の利用日数に応じた利用者負担額をご負担していただきますが、利用者世帯の収入に応じて市町村長が定めた利用者負担上限月額が各月の上限額になります。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

※ 2 加算の説明

項目	内容
『生活介護サービス』	
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が 25% 以上雇用されている場合に加算されるものである。
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	配置されている生活支援員のうち常勤職員が 75% 以上、又は、常勤で配置されている生活支援員のうち3年以上従事しているものの割合が 30% 以上の場合加算されるものである。
常勤看護職員等配置加算	常勤換算方法で1以上の看護職員を配置している場合に加算されるものである。常勤換算方法で2以上の看護職員を配置している場合は、その人数を乗じて得た単位数が加算される。
人員配置体制加算（Ⅰ）	常勤換算方法で 1.5：1 の手厚い人員配置体制にてサービスを行っている場合に加算されるものである。
人員配置体制加算（Ⅱ）	常勤換算方法で 1.7：1 の手厚い人員配置体制にてサービスを行っている場合に加算されるものである。
人員配置体制加算（Ⅲ）	常勤換算方法で 2：1 の手厚い人員配置体制にてサービスを行っている場合に加算されるものである。
人員配置体制加算（Ⅳ）	常勤換算方法で 2.5：1 の手厚い人員配置体制にてサービスを行っている場合に加算されるものである。
初期加算	サービスの利用を開始した日から起算して30日以内の期間について加算されるものである。
入浴支援加算	厚生労働大臣が定める医療行為を必要とする者又は重度の知的障害者及び重度の肢体不自由が重複している障害者に対して入浴を提供した場合に加算されるものである。
障害福祉サービスの体験利用支援加算	地域生活の移行に向けて指定地域移行支援事業所が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を行う場合で、指定障害者支援施設等の従業員が、定められた要件において介護等を行った場合や指定地域移行支援事業所との連絡調整や相談援助をおこなった場合について加算されるものである。
※地域生活支援拠点等に位置付けられている場合	また、地域生活支援拠点等に位置づけられ市町村及び拠点関係者との連携担当者を1名以上配置している場合には、上記に加えて加算されるものである。

社会福祉法人 吉備路の会 吉備路学園

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	上記の自立支援給付費対象のサービス料金の合計の 6.7%を加算されるものである。
『施設入所支援サービス』	
入所時特別支援加算	入所した当初には施設での生活に慣れるために様々な支援を要することから、入所日から 30 日に限って、加算されるものである。
重度障害者支援加算（Ⅱ）	生活支援員のうち 20%以上の強度行動障害支援者養成研修基礎研修（以降基礎研修とする）修了者を配置し、区分 6 かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、強度行動障害支援者養成研修実践研修（以降実践研修とする）修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合に加算されるものである。
重度障害者支援加算（Ⅲ）	生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分 4 以上かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合に加算されるものである。
入院・外泊時加算	（Ⅰ）入院・外泊を連続して 9 泊以上した場合に、開始日と終了日を除く 8 日間の期間において、所定単位数に代えて加算されるものである。また、一月の間に入院・外泊を複数回繰り返す場合においても 8 日間の範囲内で加算されるものである。 （Ⅱ）8 日を超えた日から 82 日を限度として、所定単位数に代えて 1 日につき加算されるものである。
入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した場合に、個別支援計画に基づき施設職員が病院との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に一月に 1 回を限度とし加算されるものである。
地域移行加算	入所期間が 1 ヶ月を超えると見込まれる利用者の退所に先立って、施設職員が退所後の生活について相談援助を行い、かつ、利用者が退所後生活する居宅を訪問し、利用者及びその家族等に退所後の福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 2 回を限度として加算し、利用者の退所後 30 日以内に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として加算されるものである。
地域移行促進加算（Ⅱ）	入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1 月に 3 回を限度として加算されるものである。
栄養マネジメント加算	栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントを実施しているため加算されるものである。

社会福祉法人 吉備路の会 吉備路学園

療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食（疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、脂質異常病食、痛風食及び特別な場合の検査食）を提供した場合に加算されるものである。
通院支援加算	通院に係る支援を実施した場合に、1月に2回を限度として加算されるものである。
福祉・介護職員等处遇改善加算（Ⅳ）	上記の自立支援給付費対象のサービス料金の合計の11.5%を加算されるものである。

（２）自立支援給付費対象外のサービス利用料金

項 目	金 額
食事代	朝食 220 円（154 円）／回 昼食 630 円（440 円）／回 夕食 550 円（385 円）／回 ※（ ）は食材料費
光熱水費 月途中の入所・退所等の場合	12,900 円／月 424 円／日
預り金管理料	1,000 円／月
日用品費（歯ブラシ、ティッシュ等）	実費
公的手続き等の代行	実費
余暇活動やレクレーション等の材料費	実費
その他日常生活上必要となる諸費用	実費

- ※１ 特定障害者特別給付費が支給されている場合は、食事代及び居住にかかる費用の負担額が軽減されます。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。
- ※２ 食事が不要な場合には、1 日前の 17：00 までにお申し出ください。1 日前の 17：00 までにお申し出がなかった場合は、不要となった食事代もご請求させていただきます。
- ※３ 光熱水費については、前年度の平均から算出していますので、年度により変更する場合があります。
- ※４ 自立支援給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※５ その他社会情勢により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

（３）利用者の選定により提供するサービスの利用料金

項 目	金 額
個人希望による特別な食事	実費
利用者・家族等の希望による通常の病院（まきび病	送迎費用 20 円／km

院、市内の病院）以外への通院、入退院の付添・面会・相談、薬の受け取りにかかる送迎費用（ガソリン代） 上記に伴う駐車場代	（総計から 15 k m 除いた距離を対象） 実費
コピー料金	白黒 3 円／枚 カラー15 円／枚

（４）利用者負担額の上限管理

複数の障害福祉サービスを利用している場合で、利用者負担上限月額を超える見込みがあり、利用者の依頼を受けた場合は、利用者負担の上限管理を行います。

（５）その他

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る次の料金をいただきます。

- ・利用者の障害支援区分に応じたサービス料金相当額
- ・その他提供と受けたサービスの実費

（６）利用負担金の支払方法

利用料金はサービス利用月末に締め、翌月の 12 日頃に請求します。請求月の 25 日までに現金支払い、銀行振り込み、預り金口座からの振替のいずれかでお願いします。

〈銀行振込の場合の振込先〉 ※振込み手数料はご負担ください。

吉備信用金庫 本店 普通 0 5 7 8 7 6 9
障害者支援施設吉備路学園 管理者 延原良純

８．苦情処理の体制（虐待防止に関する相談も含む）

（１）苦情申立先

当施設ご利用相談窓口	苦情解決責任者・虐待防止責任者：統括施設長 小原章弘 受付担当者：サービス管理責任者 渡邊菜美 生活支援員 牧野隆久 ご利用期間：9：00～17：00（年末年始を除く） 電話番号：0866－92－6580 FAX：0866－92－6612 担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
第三者委員	秋田皓二 086－287－3451 受付日：随時（時間帯：9：00～17：00） 岩満賢次 090－4101－9489 受付日：随時（時間帯：9：00～17：00） 佐野裕二 080－1916－8352

社会福祉法人 吉備路の会 吉備路学園

	受付日：随時（時間帯：９：００～１７：００ 緊急時は夜間帯も随時）
岡山県運営適正化委員会	所在地：岡山市北区南方２丁目１３－１ 電話番号・FAX：０８６－２２６－９４００ 受付日：月～金（時間帯：８：３０～１７：１５） （夜間祝祭日を除く）

（２）苦情解決の体制及び手順

- ①利用者への周知
- ②苦情の受付（第三者委員も直接苦情を受付可能）
- ③苦情受付の報告・確認（第三者委員への報告も含む）
- ④苦情解決に向けての話し合い
- ⑤苦情解決の記録・報告（一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、助言等を受ける）
- ⑥解決結果の報告（改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対し報告する）
- ⑦解決結果の公表（解決結果を個人情報を除いて、実績を掲載し公表する）

９．協力医療機関

医療機関の名称	医療法人革斉会 杉生クリニック
医院長名	杉生 訓昭
所在地	岡山県総社市三須１３４２
電話番号	０８６６－９２－０２５２
診療科	内科・胃腸科・リハビリテーション科
入院設備	なし
医療機関の名称	清水歯科医院
医院長名	清水 公雄
所在地	岡山県総社市中央１丁目２３-１０８
電話番号	０８６６－９２－１０７７
診療科	歯科
入院設備	なし

１０．非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画等により、対応します。
平常時の訓練	別途定める消防計画に基づいて、年３回避難訓練（夜間・消火訓練含む）を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知器 有り ・誘導等 有り ・ガス漏れ報知器 有り ・防火扉 無し ・スプリンクラー設備 有り ・非常通報装置 有り

外出・外泊	外出・外泊の際は、外出・外泊届を提出してください。
嘱託医師以外の医療	より専門科への受診が必要と判断された場合や、受診が継続的な場合や、遠方への受診等は、原則として家族により対応していただきます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室、設備及び器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所でお願ひします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願ひします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理できない利用者につきましては、預り金管理サービス（有料）をご利用ください。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（文書による）に基づき情報提供をいた

します。

1 3. 事故発生時の対応方法

施設は、事故が発生した場合、岡山県・関係市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

(1) 損害保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2) 損害保険の種類：介護保険・社会福祉事業者総合保険

(3) 損害保険の内容

①施設賠償	1 事故・保険期間中	5 億円
②管理財物	1 事故・保険期間中	1 0 0 万円
③人格権侵害	1 事故・保険期間中	5 0 0 万円
④事故対応費用	1 事故・保険期間中	5 0 0 万円
⑤経済的損害	1 事故 保険期間中	1 0 0 万円 3 0 0 万円
⑥受託物賠償責任	1 事故・保険期間中	1 0 0 0 万円
⑦対人見舞費用支払限度額	死亡 後遺障害 入院 治療	5 万円 5 万円 3 万円 2 万円

1 4. 緊急時の対応方法

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関や指定された緊急連絡先への連絡を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名：
	診 療 科：
	主 治 医：
	所 在 地：
	電 話 番 号：
緊急連絡先	住 所：
	電 話 番 号：
	氏 名：
	続 柄：

1 5. 第三者評価の実施状況

実施していません

私は、本書面に基づいて社会福祉法人吉備路の会の職員から、本重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所〒

氏 名 ⑩

利用者の成年後見人等
住 所〒

氏 名 ⑩

続 柄

当施設は、 様に対する施設障害福祉サービスの提供にあたり、
上記のとおり重要事項について説明いたしました。

令和 年 月 日

事 業 者 住 所 岡山県総社市小寺1553番1
名 称 社会福祉法人 吉備路の会
施 設 名 吉備路学園

代 表 者 理事長 小 原 章 弘 ⑩

説 明 者 職 名
氏 名 ⑩